

# 2023

## Marine Bank Report

マリンバンクレポート

# ・・・ JFマリンバンクとは ・・・

「JFマリンバンク」とは、JFマリンバンク会員【信用事業を営む漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫】及び全国漁業協同組合連合会がメンバーとなり、「マリンバンク安心システム」を運営する全国ネットの金融グループの名称です。

北海道におけるJFマリンバンク会員数は、信用事業実施漁協(JF)67、北海道信用漁業協同組合連合会1の合計68となっています。  
(令和5年3月31日現在)

## 目 次

● ごあいさつ	1
● 経営方針	2
● 経済環境・主な業績	3
● JFマリンバンクの取り組み	5
● JFマリンバンクのネットワーク	6
● コンプライアンス態勢	7
● リスク管理態勢	8
● 金融ADR制度への対応	10
● 漁業者等の経営改善のための取り組み	10
● 役員等の報酬体系	12
● 地域の活性化に関する取り組み	13
● トピックス	14
● 事業の御案内	16
● 手数料一覧	18
● 本会の組織	19
● 沿革・歩み	20
● 資料編	21

# 浜に生きる人たちの幸せのために



## ごあいさつ

日頃よりJFマリンバンク北海道信漁連をご利用頂き、心よりお礼申し上げます。

本会は、北海道の漁協系統の一員として、昭和24年の設立以来、一貫して「浜に生きる人たちの幸せのために」を基本理念とし、協同運動の精神と報徳思想に根ざした事業展開を漁協と共に進め、歩んでまいりました。

これからも北海道の漁業振興と地域経済の一助となるよう、全力を尽くしていく所存であり、そのためにも、会員・利用者の皆様の信頼を得られるようJFマリンバンク基本方針の遵守を通じた「あんしん体制(信用事業安定運営責任体制)」を強固なものとし、今後とも健全で効率的な事業運営に努めてまいります。

当年度は、第19次中期計画における具体的推進項目を継続実施するとともに、これからも北海道内における信用事業運営が総合事業体の一部として、浜との接点を確保し、漁業者の事業活動を支えていけるよう、取り組んでまいります。

本会の経営方針、業務内容、業務成績等を纏めた「マリンバンクレポート2023」を作成致しましたので、ご覧頂き、皆様の本会に対するご理解を深めて頂ければ幸いに存じます。

今後とも、より一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年7月

代表理事長 深山 和彦

# 経営方針

本会は、自らが健全で効率的な事業運営を行うとともに、会員である北海道の漁業協同組合（以下、「漁協」といいます。）が抱える様々な経営課題に対応するための取り組みとして「第19次中期計画（令和4年度からの3か年計画）」を策定し、具体的な課題の解決に取り組んでおります。

## ◆ 第19次中期計画の取組方針

北海道内の信用事業運営は、経済事業・指導事業と金融事業の一体的機能を持つ総合事業体により、浜との接点を確保し、漁業者の事業活動を支えていくことを基本とします。

協同組合組織としての強みと総合事業体としての特性を活かした事業推進体制を構築し、漁協と連携して貯蓄・融資推進に取り組みます。

組織・教育活動と職員研修制度の充実を図り、浜の協同運動を担う人づくりや専門性が求められる漁協職員の人材育成に努めます。

漁協が組合員の必要とする融資・相談機能を果たせるよう、信用事業の体制整備や業務の後方支援及び安定的な会員還元等に努め、連合会としての役割発揮に努めます。

マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策を第19次中期計画における取組方針の重要な課題として位置付け、管理態勢の強化に努めるとともに、マネー・ローンダーリング等のリスクを適時・適切に特定・評価し、対応策を講じます。

# 経済・金融環境

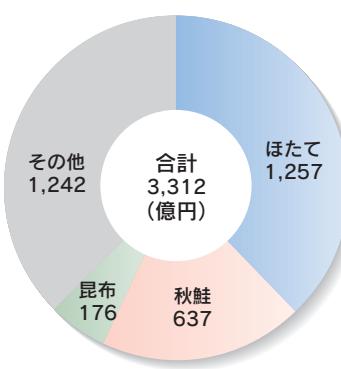
国内経済は、コロナ禍から社会経済活動の正常化へ進んでおりますが、物価高等の影響により、先行きが不透明な状況にあります。

また、金融機関の経営環境は、欧米政策金利の大幅な引き上げや、日銀金融政策の一部変更により先行きに不透明感があり、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保していく必要があります。

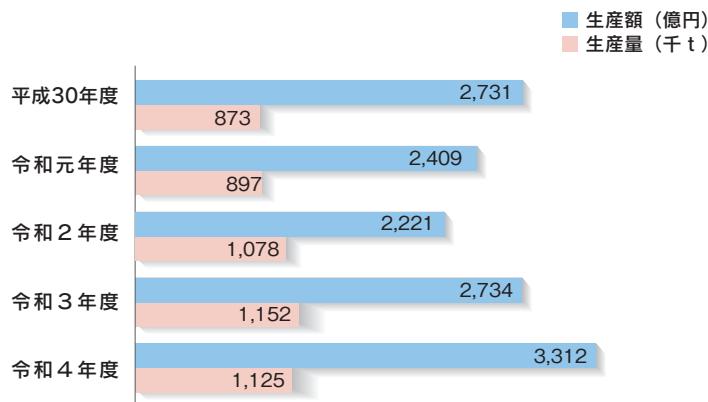
## 北海道の漁業環境

当年度は、秋鮭の来遊数の回復や、帆立の海外需要の増加に伴う高単価等により、全道の総体水揚金額は前年度を578億円上回る3,312億円になり、7年ぶりに3,000億円を超える実績となりました。

■道内漁協組合員の主要魚種別生産額



■道内漁協組合員の漁業生産量及び生産額の推移



## 主な業績

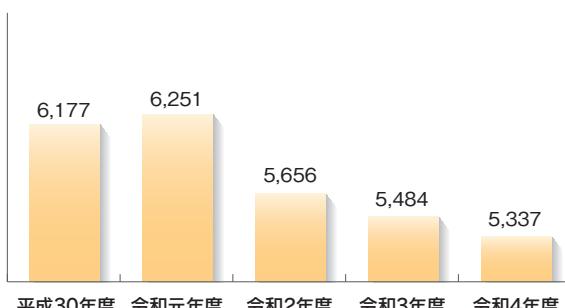
### 損益の状況

令和4年度収支は、漁協組合員・役職員、マリンバンク推進委員の皆さまのご理解とご協力により、経常利益7億2百万円、当期剰余金6億9千3百万円を計上致しました。

なお、本年度の会員還元額は、出資配当金2億8千7百万円及び事業分量配当金2億円となりました。

■経常収益（単体ベース）

(単位：百万円)



■経常利益（単体ベース）

(単位：百万円)



## 貯金

「春・JF女性連ふれあい運動」では、マリンバンク推進委員や女性部と連携して、積立貯金を推進し、秋の「第63回全道漁協みな貯金運動」では、社会貢献型懸賞付定期貯金「海の子応援マリンちゃん定期」を重点的に推進しました。

貯金残高は、令和5年3月末時点で7,319億円と前年を上回る実績になりました（前年対比+454億円）。

(単位：億円)



(単位：億円)



## 貸出金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた漁業者、漁協及び赤潮被災者に対し、道や関係機関と連携して、実質無利子となる対策資金の融資を継続するとともに、ウクライナ情勢悪化に伴う対策資金を創設する等、金融の円滑化に努めました。

また、生活関連資金につきましては、マイカー・教育資金等を対象としたローンキャンペーンを実施しました。

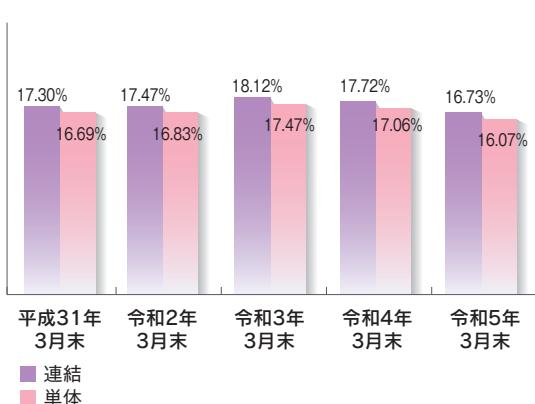
貸出金残高は、令和5年3月末時点で1,005億円（前年対比△38億円）となりました。

## 余裕金（預け金・有価証券）

金利リスク等に配慮しながら流動性及び利回りの確保を図り、効率的な余裕金の運用に努めました。

有価証券残高は、令和5年3月末時点で611億円（前年対比+116億円）となり、預け金残高は、5,760億円（前年対比+286億円）となりました。

(単位：億円)



## 自己資本比率

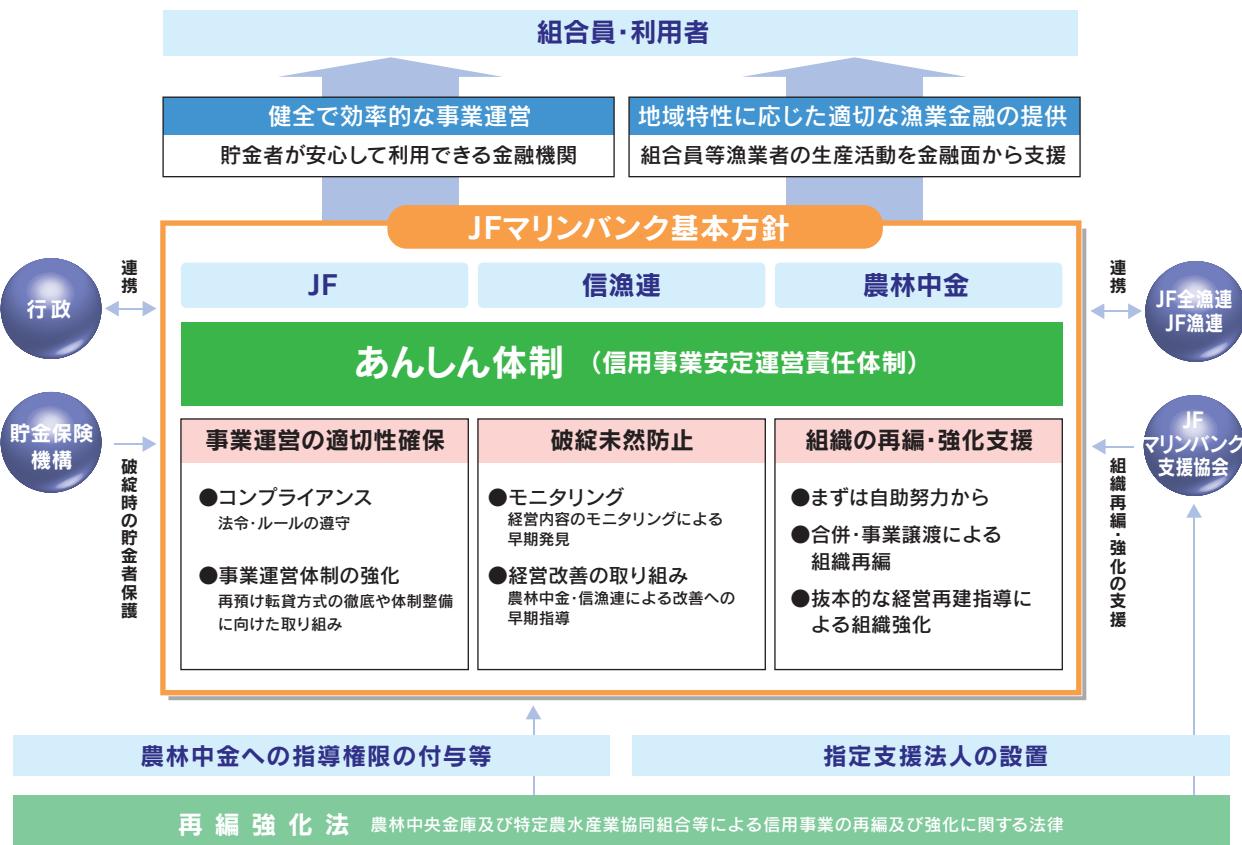
令和5年3月末における当会の自己資本比率は、連結ベース（連結子会社数2社）で16.73%、単体ベースで16.07%となりました。

# JFマリンバンクの取り組み～利用者の皆さまの安心のために～

JFマリンバンクでは、改正再編強化法に基づき制定された「JFマリンバンク基本方針」の遵守を通じ、健全で効率的な信用事業を運営するための「あんしん体制(信用事業安定運営責任体制)」の構築・強化に努めております。

また、JFマリンバンクは、貯金者保護の仕組みとして、国の公的制度である「貯金保険制度」に入っています。万一、JFマリンバンクが経営破綻し、貯金の払い戻しができなくなつた場合等に、皆さまの貯金を一定の範囲内で保護します。なお、この仕組みは、銀行等が加入している「預金保険制度」と基本的に同じものです。

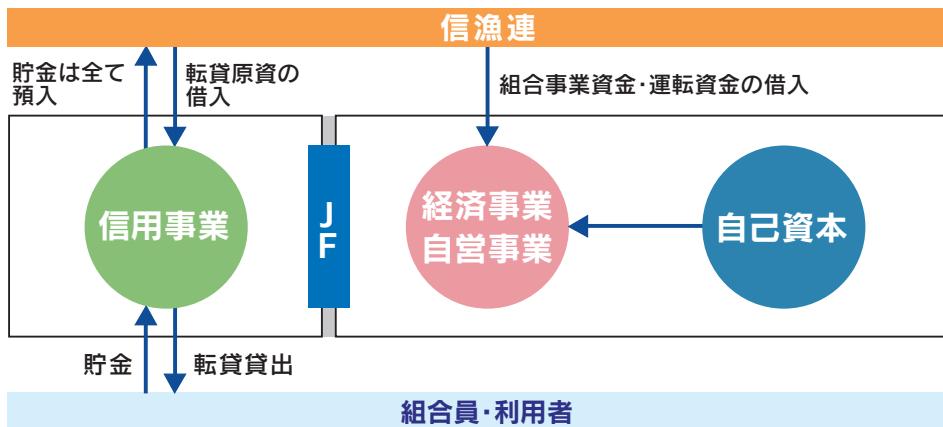
## JFマリンバンク運営の仕組み



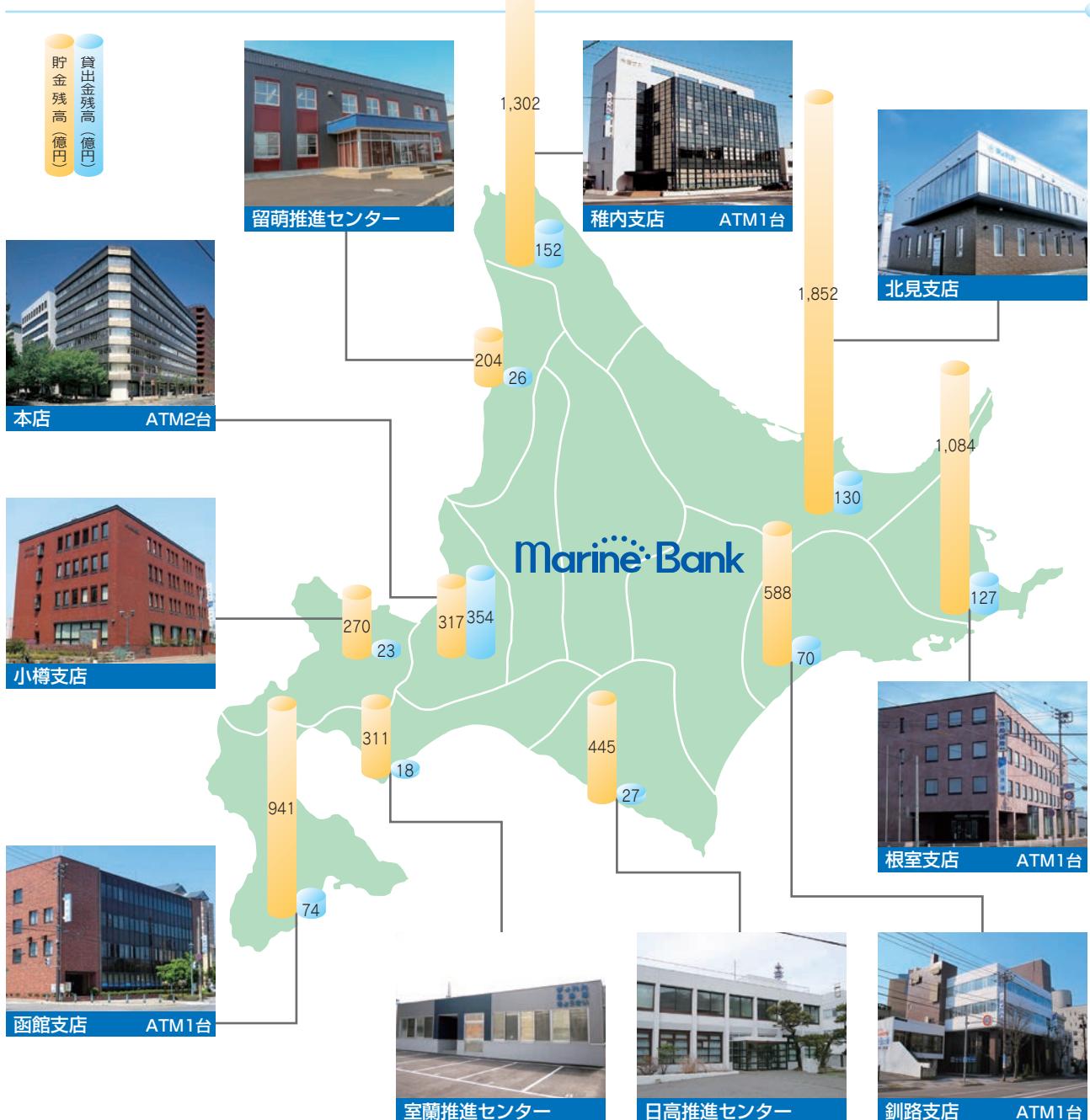
## 再預け転貸方式について

利用者の皆さまからお預かりした大切な貯金を適切に保護するため、JFマリンバンクの業務運営に信漁連が関与する仕組みを構築することで、信用事業にかかるリスク管理態勢を補強しております。

### 再預け転貸方式の基本モデル



# JFマリンバンクのネットワーク (令和5年3月31日時点)



## 店舗一覧

店舗名	管轄漁協数	所在地	代表電話番号
本店	—	札幌市中央区北3条西7丁目1番地	TEL(011)241-0261
小樽支店	7漁協	小樽市港町4番3号	TEL(0134)25-5131
函館支店	14漁協	函館市豊川町11番9号	TEL(0138)23-1237
室蘭推進センター	5漁協	室蘭市東町3丁目19番4号	TEL(0143)43-7111
日高推進センター	3漁協	浦河郡浦河町浜町浦河港埋立地	TEL(0146)22-2381
釧路支店	8漁協	釧路市南大通1丁目3番7号	TEL(0154)41-0275
根室支店	8漁協	根室市海岸町1丁目2番地	TEL(0153)22-3851
北見支店	10漁協	紋別市本町3丁目2番15号	TEL(0158)24-3178
稚内支店	9漁協	稚内市中央4丁目18番1号	TEL(0162)23-3932
留萌推進センター	3漁協	留萌市明元町5丁目15番地	TEL(0164)42-0587

※ 推進センターは、管轄漁協を中心とした貯蓄・融資推進や各種相談・指導等に特化した業務を行う本会の店舗であり、金融機関店舗としての窓口機能は有しておりません。なお、各センターにおける貯金・貸出金残高は、本店勘定の残高であります。各管内に振り分けて表示しております。

※ 本会の業務(資金の貸付け、貯金等の受け入れ、手形の割引、為替取引)に関する契約の締結の代理または媒介を行う者(特定信用事業代理業者)はありません。

※ 各店舗の貯金・貸出金残高(令和5年3月末時点)は、単位未満を切り捨てて表示しております。

# コンプライアンス（法令等遵守）態勢

企業の遵法経営が強く求められる時代にあって、特に信用を生命とする金融機関においては、より高いレベルでの遵法経営が求められております。

本会では、全役職員が例外なく守るべき基本原理である「倫理憲章」並びに遵守すべき法令等の解説等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を制定しております。

また、各部門においては、コンプライアンス推進や教育研修活動に関する取り組み事項として、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定、実践するとともに、原則半期ごと（必要に応じて隨時）会長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を開催し、本会のコンプライアンス態勢全般に関する事項の検討・審議を行っております。

本会は、自らの基本的使命や社会的責任を果たし、社会からの信頼を確保していくために、役職員一人ひとりが不断の努力を行い、経営の健全性確保と透明性の高い組織風土の構築を目指しております。

## 倫理憲章の基本5原則

### 1. 本会の基本的使命と社会的責任

本会の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に認識するとともに、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、会員・利用者並びに地域社会からの揺るぎない信頼の確立を図る。

### 2. 質の高い金融サービスの提供

創意と工夫を活かした質の高い金融サービス等の提供を行い、道内漁協系統信用事業を支援することにより連合会としての役割を十全に發揮していくとともに、地域経済・社会の発展に貢献する。

### 3. 法令やルールの厳格な遵守

水産業協同組合法や定款をはじめとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

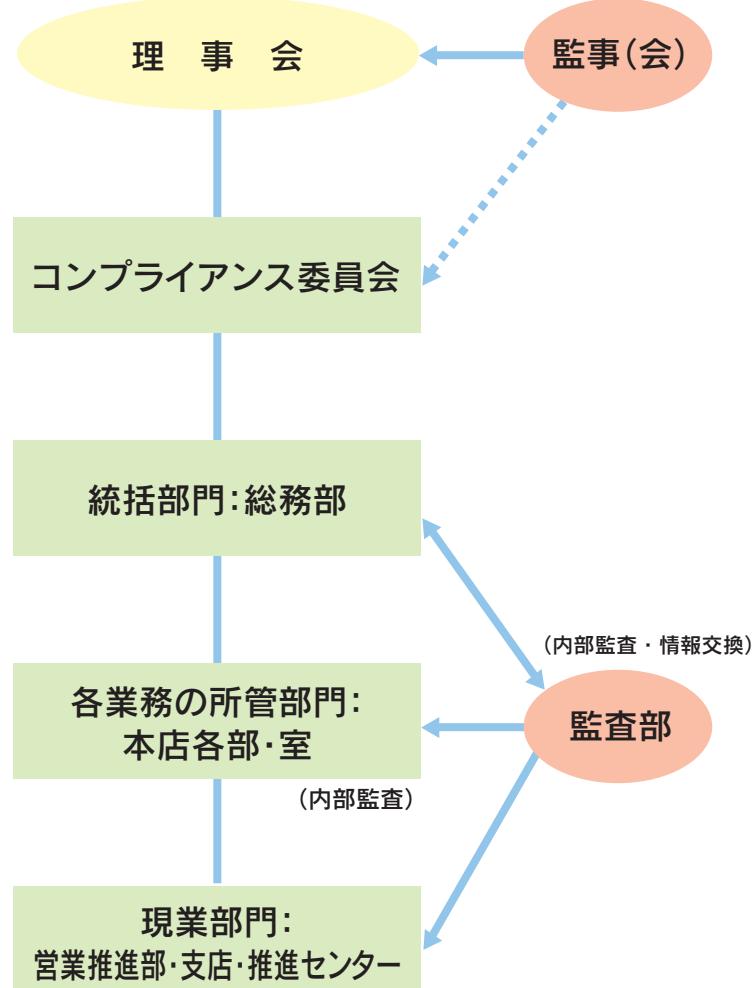
### 4. 反社会的勢力との対決

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念を持って、排除の姿勢を堅持する。

### 5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を構築する。

## コンプライアンス態勢図



注) 統括部門（総務部）、各業務の所管部門（本店各部・室）、  
現業部門（営業推進部・支店・推進センター）にコンプライアンス責任者・担当者を設置

# リスク管理態勢

今日の金融機関は信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の様々なリスクを抱えており、その適切な管理の必要性がますます高まっております。

本会では、事業運営を計画的に遂行し、安定的な収益性の確保に努めるとともに、適切なリスク管理を図るため「リスク管理態勢の整備・確立にかかる基本方針」を定め、諸リスクごとのマニュアル類を整備し、リスクの種類に応じた適切な管理に努めております。

また、体制面では、独立した内部監査部門が行う内部監査（定例・随時）において、リスク管理態勢の適切性等の検証を行っております。

## 信用リスク管理

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失（主に貸出金等の元本や利息の回収が困難となること。）し、損失を被るリスクのことです。

本会では、各業務規程に基づき日常の事務を遂行するとともに、貸出資産の健全性の維持・向上に努め、貸出審査にあたっては、「クレジットポリシー」、「審査の方針」に基づき貸出先の信用力・事業内容及び成長性等を十分に審査し、信用リスク管理を徹底しております。

また、資産の自己査定に際しては、「資産自己査定実施要領」等に基づき適正な資産査定を行っております。

## 市場リスク管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク要素の変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。

本会では、「余裕金運用規程」に基づく余裕金運用を徹底するとともに、「余裕金運用にかかるリスク管理要領」に基づく「資金運用協議会」を設置し、原則として月1回（必要に応じ随時）開催することにより、資金運用実績や運用方針・計画等の検討・協議を行い、安全性・流動性に留意した余裕金運用に努めております。

また、ALM委員会を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況を総合的に管理しながら、資金の調達・運用の最適化を図っております。

## 流動性リスク管理・危機管理

「流動性リスク」とは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流失により、必要な資金確保が困難になる等のため損失を被るリスク（資金繰りリスク）等をいいます。

「危機管理」とは、災害や犯罪等が発生した場合の適切な顧客対応の実施や早急な復旧・平常業務体制への復帰に向けた対応策を策定し、不測の事態に備えることです。

本会では、資金繰りリスクについては、運用・調達に関する資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めております。

また、「事業継続計画」等を制定する他、「不祥事対応・未然防止マニュアル」を策定し、貯払資金手当を含む対応等の徹底に努めております。

## オペレーション・リスク管理

「オペレーション・リスク」とは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスクのことです。

本会では、業務を遂行する際に発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得する市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクを除いたその他のリスク（事務リスク・システムリスク等）を「オペレーション・リスク」と認識し、日常の管理に努めております。

なお、オペレーション・リスクの発生予防対応として、内部監査（年1回以上）、各部門・支店・推進センターにおける週1回以上の自主点検等を行っており、事故防止、事務能力向上に日々努めております。

## 内部監査体制

本会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、本会の本店・支店・推進センターを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しております。

## 個人情報保護に向けた取り組み

本会は、会員等利用者の皆さまよりお預かりした個人情報を正しく取り扱うことが本会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識しております。

個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令及び主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

また、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）等に定められた義務を誠実に遵守します。

## 利益相反管理に向けた取り組み

近年、金融・証券・保険業の垣根を越えた総合的なサービスの提供による業務の拡大、複雑化に伴い、利用者との取引において利益相反となる事例が発生しています。

これに伴い金融機関には、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引等の行為を単に禁止するのみではなく、行為を管理する体制を整備し、自己責任に基づき、これまで以上に厳しい規律付けをもって内部統制を行うことが求められています。

本会では、「利益相反管理方針」を定め、本会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するとともに業務運営の手続を定めた内部規則として「利益相反管理規程」を定め、取引の特定・管理方法等、利益相反を一元的に管理しております。

また、本会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めています。

## マネー・ローンダーリング等防止に向けた取り組み

本会では、マネー・ローンダーリング及びテロ資金供与対策や反社会的勢力等との取引排除の社会的重要性を認識しており、「マネー・ローンダーリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、マネー・ローンダーリング等発生の未然防止や反社会的勢力等との取引排除に取り組んでいます。

また、第19次中期計画における取組方針においても、重要な課題として位置付け、管理態勢の強化に努めるとともに、マネー・ローンダーリング等のリスクを適時・適切に特定・評価し、対応策を講じてまいります。

# 金融ADR制度への対応

金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うために、金融ADR制度が導入されました。

同制度の導入にあわせて、本会では以下のとおり、苦情・紛争対応のための態勢を整えるとともに、JFマリンバンク相談所を通じた紛争解決のための枠組み等を設けています。

## 1. 苦情処理措置の内容について

本会においては、利用者の皆さまからのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。

具体的には、ご相談・苦情等責任者・担当者の設置を行い、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の解決に努めます。

受けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用いたします。

## 2. 紛争解決措置の内容について

苦情等のお申し出については、本会が対応いたしますが、納得のいく解決ができない、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JFマリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。（JFマリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介いたします。）

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。

# 漁業者等の経営改善のための取り組み

中小漁業者等の事業実施に必要な資金需要に適切に対応するとともに、新規融資を含む積極的な資金供給に努めております。

また、より一層の適切かつ積極的な金融仲介機能発揮にも取り組んでおります。

## 1. 中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

本会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を本会の最も重要な役割のひとつとして位置付けております。

また、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあつた場合には、金融円滑化の趣旨並びに「経営者保証に関するガイドライン」等を尊重した柔軟な対応に努めてまいります。

## 2. 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

本会は、前述の取り組みを円滑に取り進めるため「金融円滑化にかかる基本方針」等の関係規程類の整備に加え、関係役職員を構成員とする「金融円滑化管理委員会」等を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

## 3. 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

経営相談、経営改善のサポートを必要とされる漁業者等の皆さまに対しては、経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、経営に関する助言や必要に応じて関係機関と連携する等の支援について真摯に取り組んでおります。

# 貸出運営方針

本会は、漁業協同組合を基本構成員とする協同組織の金融機関として、漁協に金融上の便益を提供することによって、漁協とその構成員である漁業者の経済的・社会的地位の向上を図ることを第一義的な使命としております。

また、水産業の専門金融機関として、水産業及びその関連産業の振興、地域社会の活性化等に寄与するよう取り組んでおります。

## 与信の基本原則

本会は、漁協と一体となって組合員等利用者の金融ニーズに応え、また系統信用事業の安定性・健全性を維持しつつ、その資金の地域社会への還元を通して地域社会の発展に寄与するとともに、収益を所属団体等に還元することを重要な役割と認識し、貸出をはじめすべての与信にかかる基本原則等としてクレジットポリシーを定めております。与信を行うにあたっては、本会の基本的使命・役割を踏まえつつ、次の基本原則によることとしています。

### 1. 法令等の遵守

水産業協同組合法はもちろんのこと、関連する法令・通達や定款及び諸規定を遵守し、社会規範にもとることのない、誠実かつ公正な与信を行います。

### 2. 健全な与信

本会の公共性と社会的責任を認識した健全な与信を行います。

### 3. 与信の審査

取引先の信用力、資金使途の妥当性、返済能力、与信の集中度合い等を十分に把握・検討し与信を行います。

### 4. 効果的な与信

取引先と相互の成長発展に寄与する効果的な与信を行います。

### 5. 流動性の配慮

資金が固定化することのないように流動性に配慮した与信を行います。

# 金融商品の勧誘方針

本会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・その他の金融商品の販売等の勧誘に当たっては、次の事項を遵守し、お客様の立場にたった勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

## 金融商品の勧誘方針

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

# 役員等の報酬体系

## 役 員

### ◇対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

### ◇役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	70	19

(注1) 対象役員は、理事18名、監事8名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

### ◇対象役員の報酬等の決定等

#### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務等を勘案して決定しています。

#### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、理事については理事会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

## 職 員 等

### ◇対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、本会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、本会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、令和4年度に本会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

## そ の 他

本会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

# 地域の活性化に関する取り組み

## 浜の活動を支える協同の心

本会は、水産業協同組合法の目的に基づき、協同組合運動を支える組織活動や教育活動に力を注ぎ、特に信用事業の発展に向け活動しているマリンバンク推進委員への研修・活動支援に努めています。さらに浜のリーダーの育成に力を注ぐとともに、漁協女性部・青年部活動にも積極的に参画することで人づくりと地域の活性化を進めております。



## 社会貢献活動（CSR）

海の子応援マリンちゃん定期契約実績の一定割合を社会貢献として、「海の子作品展」参加小中学校に図書カードを贈呈しました。

社会貢献額 350万円

対象学校数 140校



## マリンバンク推進委員会

全道の浜には、協同運動に情熱をもった1,934名のマリンバンク推進委員がおり、貯蓄・融資の推進や浜の相談役として活躍しています。さらに、推進委員はさまざまな浜の声を漁協運営に反映させるため、常会活動も行っています。

## 女性部・青年部

お魚植やす植樹運動、浜のおかあさん料理教室や漁業の現場を紹介する出前授業等さまざまな活動を通じ、環境保全や魚食・食育の普及に努め、漁協事業を支えています。

女性部員数 5,496名

青年部員数 2,216名



## 年金友の会

現在の基礎を築いてくれた先輩たちに感謝し、生きがいのある老後を送つてもらうのが友の会の大きな目的です。

友の会会員数

全道49漁協 82友の会 7,167名

**協同運動を支える教育・組織活動にマリンバンク信漁連は大きな力を注いでいます。**

# トピックス

## 春・JF女性連 ふれあい運動の展開

令和4年6月

協同の心を集め一体感のある運動を展開し、重点推進項目の積立貯金は34,636口（5千円／1口）の実績となりました。

また、女性部月掛貯金の取扱拡大にも力を入れており、令和4年度は、利用率が46.3%、運動期間中の月掛貯金純増額は214百万円の実績となりました。



## 第63回 全道漁協みな貯金運動の展開

令和4年9月～10月

組織力を活かして協同の心を未来につなぐ運動に取り組みました。各地区特色のある推進を行い、マリンちゃん定期は175億円の実績となりました。



## 第26期 全道マリン塾の開催

令和4年11月

これから北海道の漁業を担うマリンバンク推進委員、漁協女性部、青年部を中心に協同組合教育を通じ、浜のリーダーとして「明日の漁業」を考えることを重点におき「マリン塾」を開催しています。

第26期マリン塾は11月28日にマリンバンク推進委員長を対象として開催し、9名が参加しました。



# トピックス

## 第38回

### JF全道漁協女性部研修大会の開催

令和5年2月

北海道漁協女性部連絡協議会（高松美津枝会長）は、全道の女性部活動が新型コロナウイルスにより縮小されるなか、一層の団結と漁協女性部組織の強化を進めるため、「あなたの笑顔 私の笑顔 広げよう 女性部の絆を！」を大会テーマとして、第38回 JF全道漁協女性部研修大会を2月15日に開催し、全道の女性部長59名が参加しました。



## 令和4年度

### 全道漁協トップセミナーの開催

令和5年3月

漁連と本会とで共同開催している「全道漁協トップセミナー」を3月2日に4年振りの対面形式で開催し、全道漁協の組合長をはじめ専務、参事等の幹部役職員124名が参加しました。

講演では、北海学園大学教授の濱田武士氏より、「問い合わせ漁協の役割」をテーマに、大変貴重なご助言をいただきました。

## 第53回

### 水産報徳全道大会の開催

令和5年3月

北海道水産報徳会（深山和彦会長）は、浜への報徳思想普及のため、3月2日札幌で第53回水産報徳全道大会を開催しました。

法政大学人間環境学部教授の長谷川直哉氏による講演を「今こそ求められる報徳精神～浮利を追わない生き方～」と題して行いました。

## リース事業への取り組み

リース事業においては、リース事業体である一般社団法人 北海道漁船リース及び北海道水産業成長産業化審査会の事業運営の支援について、行政・系統一丸となって取り組み、漁業者の生産基盤確立に努めました。



# 事業の御案内

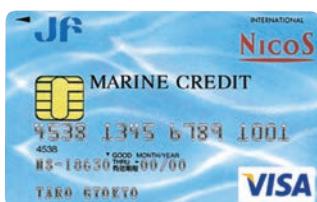
マリンバンクはどなたでもご利用いただける金融機関です。



キャッシングカード



マリンカード(VISA)



マリンクレジット(VISA)

## 貯金業務

総合口座、貯蓄貯金、定期貯金、定期積金をはじめとする各種貯金の他、主に特別貯蓄運動時には、特典付き商品も御用意いたしております。

また、キャッシングサービスは、道内はもちろん全国のMICS提携金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア(セブンイレブン・ローソン他)等のATMでも御利用いただけます。

より安全に御利用いただくために、ICチップ搭載型キャッシングカードへの切り替えを推進しております。

## 融資業務

漁業関連融資をはじめ、地方公共団体や漁業の発展に寄与する企業向け融資、個人向け各種生活関連ローン等、会員漁協とも連携した新規融資開拓と保証機関の活用等による健全な貸出しの伸張に積極的に取り組んでおります。

また、株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業・国民生活事業)の受託貸付業務も取り扱いしております。

## 相談・研修・指導業務

「マリンバンクセミナー(漁協信用部職員研修制度)」を活用し、金融業務の高度化とコンプライアンス態勢の強化に対応するための漁協職員研修(通信研修受講・各種検定試験の受験・集合研修開催)を実施しております。

また、金融法務・税務・年金等の相談対応や実務研修会の開催等により、ライフプランの実現や人材育成に向けた取り組みを行っております。

## 商品・サービスの御案内

多様化するお客様のニーズに応えるため、マリンバンクの特性を生かした、きめ細かなサービスを提供しております。

給与振込	給料やボーナスが会社等から直接お客様の貯金口座に振り込まれます。
各種年金のお受取り	国民年金・厚生年金・船員保険・共済組合年金等がお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。
自動振替	電気・電話・NHK受信料といった公共料金をはじめ国税、道税、高校授業料、国民年金掛金等お客様の貯金口座から自動的にお支払いたします。
キャッシングサービス	全国漁協・信漁連のキャッシングカードの他「MICS全国キャッシングサービス」に加入の提携金融機関やゆうちょ銀行のキャッシングカードも御利用できます。 また、全国漁協・信漁連のキャッシングカードは、コンビニエンスストア(セブンイレブン・ローソン他)等のATMでも御利用いただけます。
クレジットカード	マリンバンクの「マリンカード」、「マリンクレジットカード」はショッピングやレジャー等お客様のサイン一つで、国内はもちろん海外の加盟店でも御利用いただける便利なカードです。
デビットカードサービス	ジェイデビット(J-Debit)のマークのある加盟店でお手持ちのキャッシングカードを使い、貯金残高の範囲内で買い物ができます。
JFマリンネットバンク	インターネットに接続可能なパソコン・携帯電話から、残高照会や振込・振替等の各種サービスが原則24時間365日いつでも御利用可能です。また、マルチペイメントネットワークサービスによる料金等の収納(ペイジー)も取り扱いしております。

※各サービスに関しまして御不明な点は店頭窓口でお尋ね下さい。

※自動振替サービスのうちクレジット会社によってはお取り扱いできないものもあります。

※クレジットカードを御利用の際は、カード発行会社による入会審査があります。

※JFマリンネットバンクを御利用の際は、最寄の本会店舗に一度御来店していただく必要があります。

## 貯金の種類(マリンバンク漁協、マリンバンク北海道信漁連で扱う主な貯金)

種類	期間	最低預入金	特色
当座貯金	定めなし	1円	
普通貯金	定めなし	1円	・個人のものは総合口座による当座貸越ができます。 ・個人のものはマル優の取り扱いができます。
決済用貯金	定めなし	1円	・貯金保険制度に基づき全額保護対象となります。 ・個人のものは総合口座による当座貸越ができます。 ・利息は付ませんので税金はかかりません。
通知貯金	7日以上	5万円	・個人のものはマル優の取り扱いができます。
スーパー定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1円	・個人のものはマル優の取り扱いができます。 ・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。
大口定期貯金	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円	・個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。
定期積金	6ヵ月以上 7年以内	100円	・普通貯金等からの自動振替による受入れができます。 ・個人の期間が6ヵ月以上のものは、総合口座の担保とすることができます。
積立定期貯金	継続式 定めなし	積立1回当たり 100円以上 300万円未満	・個人のものはマル優の取り扱いができます。 ・普通貯金からの自動振替による預入れができます。
	目標日指定1年以上10年以内		
期日指定定期貯金	3年	100円以上 300万円未満	・自動継続扱いのものは、総合口座の担保とすることができます。 ・個人のものはマル優の取り扱いができます。

(注)マル優を御利用できる方は、①遺族基礎年金を受けている方②寡婦年金を受けている方③身体障害者手帳の交付を受けている方等です。御不明な点は店頭窓口までお尋ねください。

(注)貯金に関しては、貯金規定集の内容を御確認いただき、御不明な点は店頭窓口までお尋ねください。

## 貸出金の種類(マリンバンク漁協、マリンバンク北海道信漁連で扱う主な貸出金)

種類	資金使途	期間	貸付限度
漁業関連	活力資金	生産力増強のため、漁協・生産者ならびに担い手等の設備投資等に対応。制度資金では対応できない設備、赤字補てんにも対応	所定期間
	災害資金	自然災害発生時の設備復旧・減収補てん・長期運転資金に対応	所定期間
	リレー資金	財源が確定している場合の補助金・共済金・販売代金等のつなぎ資金	1年以内
生活関連	マイカーローン	自家用車関連の一切の費用、ディーラー等資金の乗替	機関保証なし:7年以内 ジャックス保証:6ヵ月以上10年以内 オリコ保証:10年以内
	マイホームローン	住宅関連資金	全国保証:2年以上35年以内 KHL保証:3年以上35年以内
	教育ローン	①入学金等納付費用、受験、教材費、入学に伴う旅費等 ②敷金・権利金等の居住費用等 ※ジャックス保証は月々の住宅代等及び新型教育ローン乗換は保証外	ジャックス保証:6ヵ月以上17年以内 (元金据置期間を含む) オリコ保証:10年以内 (借換の場合は対象ローンの残存期間内)
漁業制度資金	漁業近代化資金	1号資金 漁船建造・取得または改造	20年以内(機器単独取得10年以内)
		2号資金 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船等油水供給施設等	個人施設15年以内 共同施設20年以内
		3号資金 漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具等	個人施設7年以内 共同施設10年以内
		4号資金 漁具、又は養殖用筏その他の農林水産大臣が定めるもの	5年以内(大型定置網10年以内)
		5号資金 水産動植物の種苗の購入または育成 ・生育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるもの(指定水産動植物) ・知事が指定するもの(養殖・増殖に係るもの)	5年以内
		6号資金 有線放送施設、有線放送電話施設、漁船船員臨時宿泊施設等	20年以内
		7号資金 1~6号以外で農林水産大臣の指定する資金	漁村給排水施設、特定漁家住宅、労働力確保は15年以内、初度の経営資金は5年以内、その他は12年以内、共同施設は15年以内
	漁業振興資金	一般資金 漁業者の着業資金、資源管理型漁業の促進・省経費型漁業への移行等に要する経費、経営安定型漁業の確立に要するもの 特別資金 災害対策に要する経費、クロマグロ漁獲管理を行つために必要な経費 北海道東沖赤潮被害対策に必要な経費	1年以内
	水産加工振興資金	原魚・加工資材共同購入・製品共同販売、秋鮭加工促進・ほたてがい加工促進資金	1対象者当たり 7,000万円(原魚・加工資材・製品) 1対象者当たり 1億2,000万円(秋鮭・ほたてがい) ※上記限度額は平残額

# 手数料一覧

## 為替に関する手数料

(注)以下の手数料には消費税(10%)が含まれております。

項目・区分		本会同一店宛	道内のJFマリンバンク宛	他行宛
振込手数料 自動機利用	窓口利用	3万円未満	220円	220円
		3万円以上	440円	440円
	現金	3万円未満	110円	110円
		3万円以上	330円	330円
	道内JFキャッシュカード利用	3万円未満	110円	110円
		3万円以上	220円	220円
	他行・他県キャッシュカード	3万円未満	110円	110円
		3万円以上	330円	330円
	JFマリンネットバンク(インターネットバンキング)利用	3万円未満	無料	110円
		3万円以上	無料	220円
				275円
				385円
				550円
				385円
				550円
				275円
				385円

## 両替業務手数料・大量硬貨入金手数料

合計枚数	手数料
1~20枚 (大量硬貨入金:1~300枚)	無料
21~100枚	110円
101~1,000枚 (大量硬貨入金:301~1,000枚)	330円
1,001~2,000枚	550円
2,001枚以上	上記金額に1,000枚ごとに 220円を加算

(注1)両替業務の枚数は硬貨・紙幣の合計となります。

(注2)左記手数料は、ご集金(ご集配)分も対象となります。

(注3)下記の両替につきましては、無料となります。

①記念硬貨の交換

②同一金種の新券への両替

③汚損した紙幣または貨幣の交換(同一金種に限る)

(注4)入金口座を当座性貯金とするものが徴収の対象となります。

(注5)大量硬貨入金には振込みも含みます。

## 融資関係手数料

項目	区分	手数料
全額繰上償還	当初貸出期間1年以上のご融資案件1件につき	5,500円
一部繰上償還	当初貸出期間1年以上のご融資案件1件における1回の取り扱いにつき	3,300円
貸出条件変更	当初貸出期間1年以上のご融資案件における ・金利条件のご変更 ・借主様・保証人様のご変更 ・担保条件・物件のご変更 ・返済期間の延長 等	5,500円 返済期間延長 の場合は 11,000円

(注1)複数の資金について条件変更等をされる場合は、資金ごとに左記手数料を申受けます。

(注2)同一の資金について複数の条件変更等をされる場合は、同時に申出をいただいた場合に限り、より高い方のみの左記手数料を申受けます。

## その他諸手数料

項目	区分	手数料
通帳・証書・ICキャッシュカードの再発行手数料	1枚(1冊)につき	1,100円
残高証明書発行手数料	1通につき	所定様式 550円 手作業発行 1,100円 監査法人発行 3,300円
取引履歴明細書発行手数料	1通につき	550円

(注1)通帳・証書・キャッシュカードの再発行については、盜難・災害・婚姻等による名義変更、故意ではない破損等は原則として手数料を徴収しません。

# 本会の組織

## 会員

	令和4年3月末	令和5年3月末
正会員	81	81
准会員	12	12
計	93	93

## 役員の状況 (令和5年3月末現在)

役職名	常勤 非常勤	氏名	備考
代表理事長	非常勤	深山彦則	員外
代表理事副会長	非常勤	須崎和勝	
副会長	非常勤	吉元信輔	
"	"	田室大輔	
代表理事専務	常勤	割方洋	
代表理事常務理	非常勤	小林雅彦	員外
"	"	丹野英一	
"	"	花佐治	
"	"	木石善広	

役職名	常勤 非常勤	氏名	備考
理事	非常勤	高橋敏二	
"	"	馬場浩一	
"	"	山田文一	
代表監事	常勤	柴田一	員外
監事	非常勤	田野宏也	
"	"	中村純記	
"	"	白吉夫	
"	"	取原美智世	

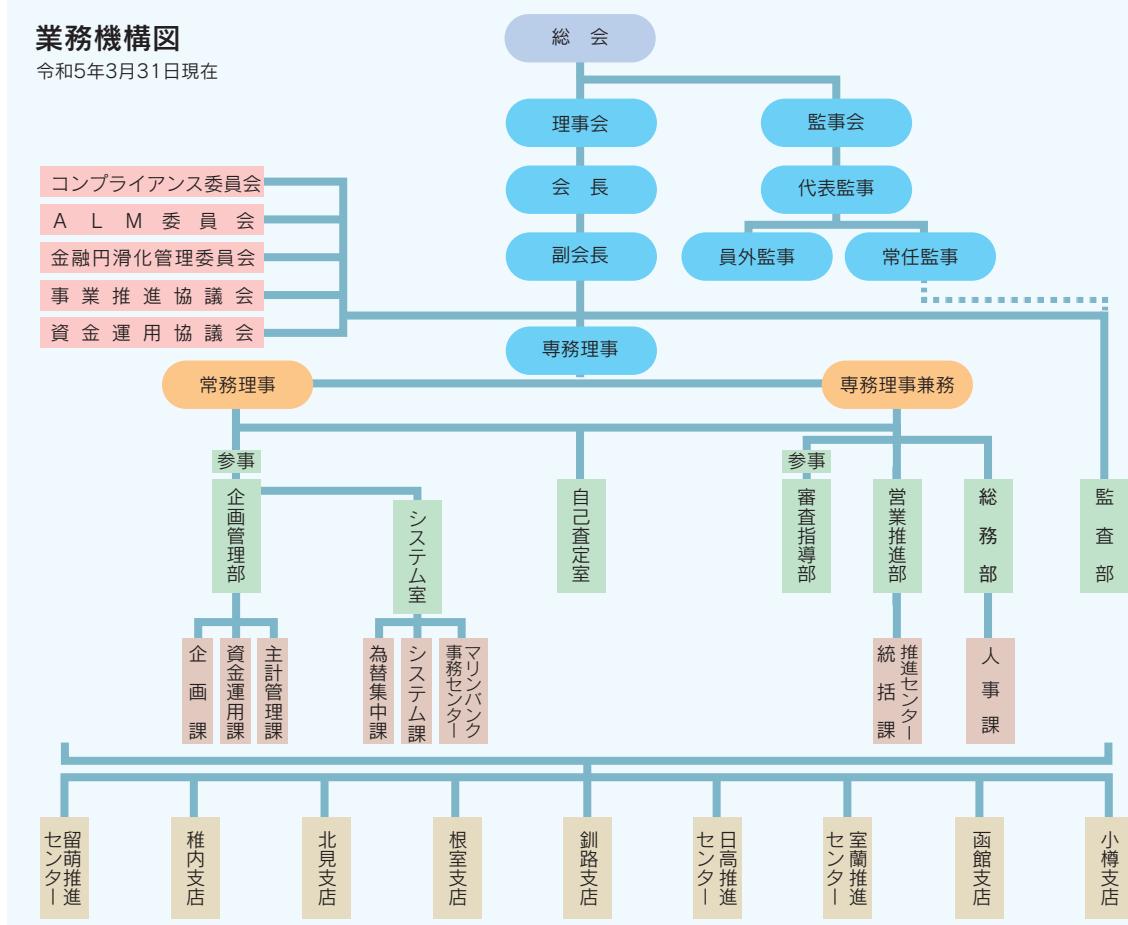
## 職員の状況

(単位：人)

区分	令和4年3月末	当年度増加	当年度減少	令和5年3月末
参事	3	1	2	2
男性職員	72	4	5	71
女性職員	66	5	9	62
嘱託・常よう人	21	3	6	18
合計(うち出向者)	162(10)	13(1)	22(2)	153(11)

## 業務機構図

令和5年3月31日現在



# 沿革・歩み

昭和24年(1949) 10月	北海道信用漁業協同組合連合会設立 (会員122漁協、役員27名、職員34名)
昭和32年(1957) 10月	第1回一日皆貯金運動実施
昭和34年(1959) 12月	農林中央金庫の業務代理開始
昭和37年(1962) 2月	第1回漁協貯蓄推進実行委員全道大会開催
昭和38年(1963) 9月	農林漁業金融金庫の業務代理開始
昭和40年(1965) 6月	住宅金融金庫の業務代理開始
昭和45年(1970) 1月	北海道収納代理店指定金融機関認可 (本会本支所11店舗、漁協62店舗)
昭和47年(1972) 11月	全国漁協信用事業相互援助基金の加入契約
昭和49年(1974) 6月	稚内EDPS推進センター開所により管内7単協とのオンラインシステム完成
昭和54年(1979) 2月	全国銀行データ通信システム加盟により為替オンラインシステム稼動
昭和57年(1982) 2月	貯金オンラインシステム稼動
昭和60年(1985) 9月	CD(現金自動支払機)設置
平成元年(1989) 11月	全道漁協オンラインシステム開通
平成2年(1990) 8月	株北海道エムビーエス設立(子会社)
平成2年(1990) 10月	HCS(北海道キャッシュサービス)提携開始
平成5年(1993) 11月	全国漁協貯金ネットサービス開始
平成8年(1996) 5月	第3次オンラインシステム稼動
平成9年(1997) 5月	農協系統貯金ネット提携開始
平成10年(1998) 10月	MICS(全国キャッシュサービス)提携開始



平成11年(1999) 6月	中小企業信用保証制度加入
平成12年(2000) 5月	郵貯とのCD・ATM提携開始
平成13年(2001) 7月	デビットカード取扱開始
平成13年(2001) 11月	株北海道エムビーエス(子会社)を株北海道マリンバンクサービスに名称変更
平成14年(2002) 7月	JFマリンネットバンク開始
平成16年(2004) 1月	全国漁協オンラインシステムとの統合
平成16年(2004) 1月	マルチペイメントネットワークサービス取扱開始
平成17年(2005) 11月	セブン銀行とのATM提携開始
平成19年(2007) 5月	留萌支店を推進センター化
平成20年(2008) 5月	室蘭支店・日高支店を推進センター化
平成21年(2009) 6月～12月	第50回全道漁協みな貯金運動の展開
平成24年(2012) 11月	マリンバンク事務センター設立・漁協為替OCRシステム稼働
平成25年(2013) 11月	コンビニATM2社(ローソン・E-net)との提携開始
平成27年(2015) 3月	年度末初の貯金残高6千億円を達成
平成28年(2016) 7月	(一社)北海道漁船リース設立
平成28年(2016) 8月	活力資金の取扱開始
平成30年(2018) 2月	第50回記念マリンバンク推進委員全道大会の開催
令和元年(2019) 11月	ATMによる即時振込時間の延長(モアタイム)開始
令和5年(2023) 3月	年度末初の貯金残高7千億円を達成